

青森県報

号外第六十六号

平成十九年
七月十二日
(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

(事務局)…一

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任

(同)…二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任

(同)…二

参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人の定め

(同)…二

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙用紙の様式等

(同)…二

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式等

(同)…三

参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の様式等

(同)…四

参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数

(同)…五

参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時

(同)…六

参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時

(同)…六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時

(同)…六

参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時

(同)…六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

平成十九年七月十一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十九年七月十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四

二 二三、八一三 人

十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、四五六人
西津軽郡選挙区	六、八二二人
南津軽郡選挙区	六、九七〇人
北津軽郡選挙区	八、六〇四人
上北郡選挙区	二九、四八五人
三戸郡選挙区	二二、三七六人
青森市選挙区	八五、六九四人
弘前市選挙区	五一、二五四人
八戸市選挙区	六六、八一六人
黒石市選挙区	一〇、五〇八人
五所川原市選挙区	一一、四五七人
十和田市選挙区	一八、三三二人
三沢市選挙区	一一、四三二人
むつ市選挙区	一三、五六三人
つがる市選挙区	一〇、九三四人
平川市選挙区	一三、一九三人

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十九年七月十一日

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

平成十九年七月十一日

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

氏名	住所	選挙分会長		選挙分会長職務代理者
		姓	名	
一戸 一剛	西津軽郡板柳町大字板柳字土井一一九番地	地村	西津軽郡鰺ヶ沢町大字中山ノ井二四番	
	和田 元見	和田	元見	上北郡七戸町字寒水八番地八

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

選挙長	選挙長職務代理人
氏名	住所
川村能人	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一一九番地
野沢龍夫	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添一七番地六四

樣式

〔参議院青森県選挙区選出議員選挙用〕

The diagram illustrates the layout of a Japanese election ballot. The ballot is a vertical rectangle divided into two main sections by a vertical dashed line at the right edge. The left section is labeled "選挙区" (Electoral District) in a box at the top right. Below it, the text reads "参議院青森県選挙区選出議員選挙投票" (Upper House Aomori Prefecture Election District Member Selection Ballot). The left section contains a large rectangular box for writing the voter's name and family name. Above this box, the text "氏名しめい" (Name) and "者しめいしゃ" (Holder) are written vertically. To the left of the box, the text "候補者うほしゃ" (Candidate) is written vertically. On the far left, there is vertical text describing the paper: "紙質は薄い黄色、黒刷りといふ。印は青森県選挙管理委員会印のいわゆる大方の印といふ。" (The paper has a thin yellowish tint and is black-printed. The seal is the official seal of the Aomori Prefecture Election Management Commission, as described). The right section contains two numbered instructions: "一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。" (For candidates, write their names in the box, one person per line) and "二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。" (For non-candidates, do not write their names). At the bottom right, a small box contains the character "印" (Seal). The overall width of the ballot is indicated as 8 cm, and the height of the main writing area is indicated as 12.8 cm.

紙質はB.P.コート紙——印面刷りとし、紙色は薄い黄色、黒刷りとする。印は青森県選挙管理委員会印のいかにも大方の印とし、黒刷込みとする。

樣式

[參議院比例代表選出議員選舉用]

比例	第二十一回
参議院比例代表選出議員選挙投票	
<p>候補者は氏名を、欄内に一人書くこと。 又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。</p>	<p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称を、欄内に一つ書くこと。</p>
<p>（印）</p>	<p>（印）</p>
<p>←</p>	<p>8 . 0</p>
<p>cm</p>	<p>→</p>

紙質はB.P.コード紙
印は青森県選挙管理委員会印のうち二〇mm平方の印とし
kg片面刷りとし、紙色は白色、赤刷りとする
赤刷込みとす

青森県選挙管理委員会告示第七十五号
平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における点字投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

平成十九年七月十二日

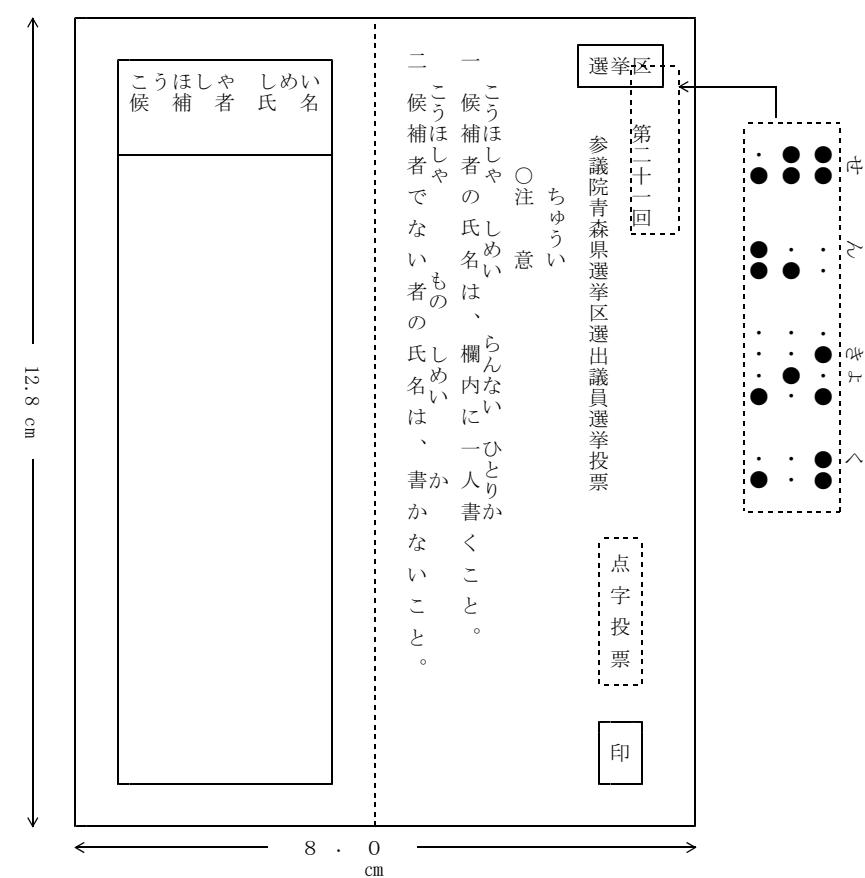
青森県選挙管理委員会委員長

川村能

様式

[参議院青森県選舉区選出議員選舉用]

投票用紙の表面の右上から右下にかけて矩形の枠内に記入欄のものと表記される。

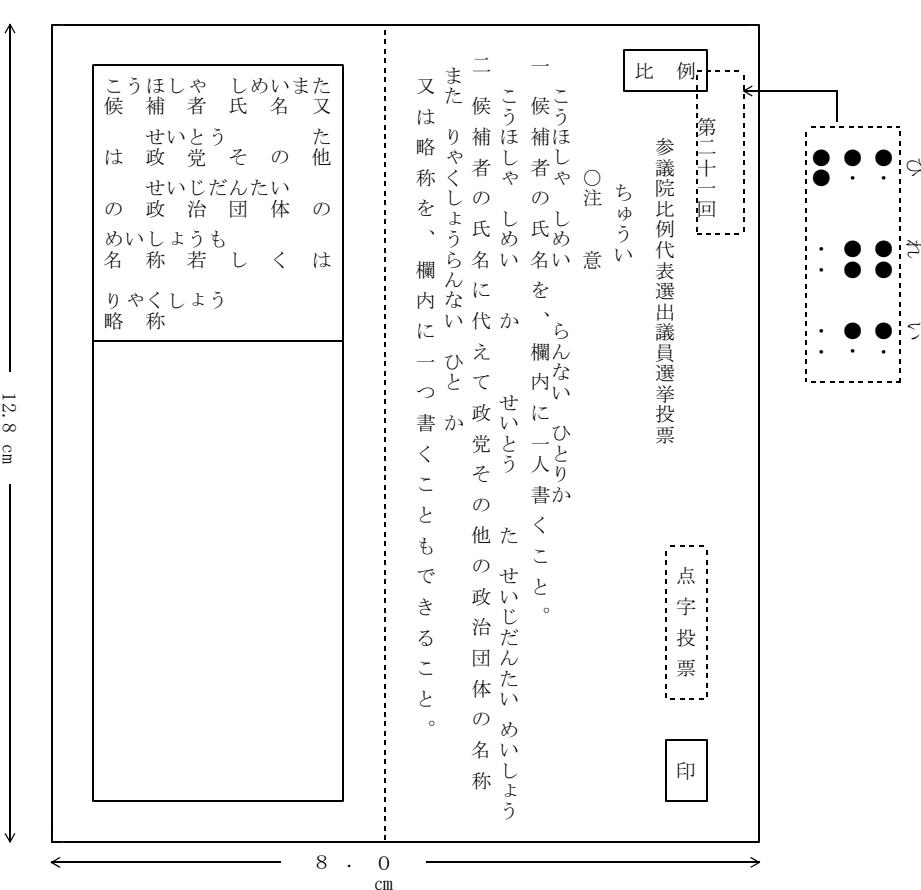


紙質は上質紙——堅面刷つこと、紙色は薄い黄色、黒刷つことある。
印は青森県選舉管理委員会印のもの——印平方の品とし、黒刷込みことある。

様式

[参議院比例代表選出議員選舉用]

投票用紙の表面の右上から右下にかけて矩形の枠内に記入欄のものと表記される。



紙質は上質紙——堅面刷つこと、紙色は白色、赤刷つことある。
印は青森県選舉管理委員会印のもの——印平方の品とし、赤刷込みことある。

青森県選舉管理委員会告示第七十六号

平成十九年七月一十九日執行の参議院青森県選舉区選出議員選舉及び参議院比例代

表選出議員選挙における船員の不在者投票に用いる投票用紙の様式等を、それぞれ次のとおり定めたので告示する。

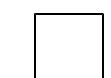
平成十九年七月十一日

様式

[参議院青森県選挙区選出議員選挙用]

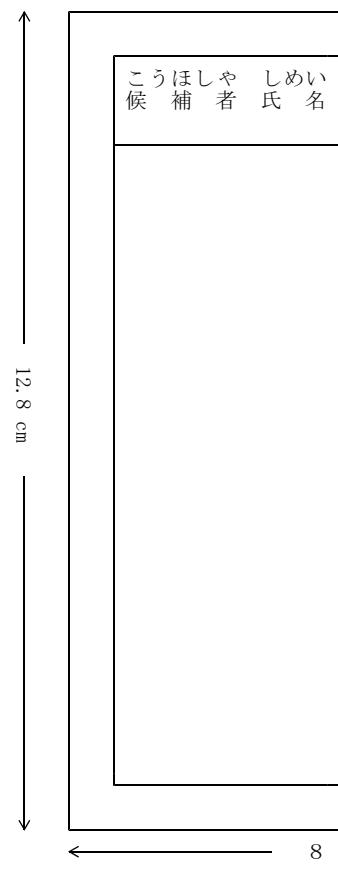
青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

船員不在者投票選挙



○注 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 候補者でないものの氏名は、書かないこと。

8 . 0 cm

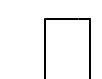


紙質は上質紙七 kg計面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。

様式
[参議院比例代表選出議員選挙用]

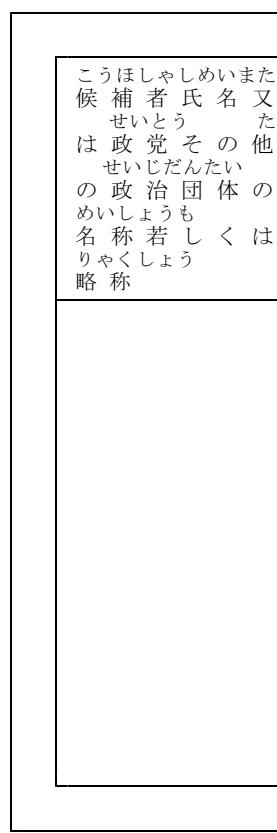
第一回参議院比例代表選出議員選挙

船員不在者投票



○注 意
一 候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。
二 候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称又は略称を、欄内に一つ書くこともできること。

8 . 0 cm



紙質は上質紙七 kg計面刷りとし、紙色は白色、赤刷りとする。

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

平成十九年七月十一日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数を、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第九十四条第一項の規定により次のとおり定めたので告示する。

平成十九年七月十一日

掲示面の区画数 六区画

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

平成十九年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十九年七月二十九日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百七十五条第三項の規定により、平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十一月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第一百三十四条の規定により告示する。

平成十九年七月二十九日

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十九年七月二十九日 午後七時

場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十九年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場 所	青森市長島一丁目一番一号 青森県庁西棟八階大会議室
二 日 時	平成十九年七月三十一日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第八十一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十九年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一 場 所	青森市長島一丁目一番一号 青森県庁西棟八階大会議室
二 日 時	平成十九年七月三十一日 午前十一時三十分

青森県選挙管理委員会告示第八十二号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することができる金額は、次のとおりであるので同法第一百九十六条の規定により告示する。

平成十九年七月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

制限額 三九、一七八、四〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第八十号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙会の

青森県選挙管理委員会告示第八十三号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における選挙長及び選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十九年七月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十九年七月十二日は青森県庁西棟八階大会議室とする。

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

参議院青森県選挙区選出議員選挙選挙長 川 村 能 人

一 場 所	青森市長島一丁目一番一号
二 日 時	平成十九年七月二十六日 午後五時十分

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

平成十九年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十九年七月十二日

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長

一 戸 一 剛

一 場 所 青森市長島一丁目一番一号
青森県選挙管理委員会事務局

二 日 時 平成十九年七月二十六日 午後五時二十分

(発行所 青森市 青長・島 一行人 森目 一番 県号
(印刷所 青森市 東二 奥間販 印町人 刷三丁 株自 式番 会七 社号

定価小口一枚二付十五円一錢

毎週月・水・金曜日発行